※下線邪分：平成３０年度改正箇所

上里町 H30.4.1 改訂

介護サービス事業者

自主点検表

地域密着型通所介護

|  |  |
| --- | --- |
| 介護保険事業所番号 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 事業者の名称 |  |
| 事業者の代表者職・氏名 |  |
| 管理者名 |  |
| 記入者名 |  |
| 記入年月日 |  |

「根拠法令等」の欄は、次を参照してください。

「法」 介護保険法(平成9年法律第123号)

「施行令」 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)

「施行規則」 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

「条例」 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例(平成25年3月13日条例第17号)

「平18厚労省通知」

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで、町では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、町が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

（１）少なくとも年に1回は実施してください。また、実地指導の際には、他の関係書類と　ともに最新のものの写しを町へ提出してください。

（２）複数の職員で検討のうえ点検してください。

（３）点検結果については、実施後５年間の保管をお願いします。

（４）「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。

なお、「いいえ」の場合は、その理由又は原因と、改善に向けた取組みについても枠内に記載してください。

（５）判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

介護サービス事業者自主点検表の作成について

2 点検に係る留意事項

介護サービス事業者自主点検表

目次

第1

基

本 方

針

1

・・・・・

第2

人

員

に

関

す

る

基

準

1

・・・・・

第3

設

備

に

関

す

る

基

準

4

・・・・・

第4

運

営

に

関

す

る

基

準

5

・・・・・

第5

変

更 の

届

出

16

・・・・・

自主点検表(地域密着型通所介護)

1

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

第1 基本方針

指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして行われているか。

はい・いいえ

法第78条の3第1項

条例第59条の2

□定款、寄附行為等

□運営規程

□パンフレット

□重要事項説明書

第2 人員に関する基準

1 従業者の員数

(1)生活相談員

地域密着型通所介護の提供を行う時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。

○提供時間数：当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く)

○提供時間数に応じて専ら提供に当たる従業者を確保：当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(「勤務延時間数」)を提供時間で除してえた数が、基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保すること。

○専ら提供に当たる：サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。

生活相談員については、地域密着型通所介護の単位の数にかかわらず、地域密着型通所介護事業所における提供時間数に応じた配置が必要となる。

(例1)提供時間数6時間で1単位の場合、6時間の勤務時間数を1名分確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要

(例2)午前9時から午後2時、午後1時から午後6時の2単位の場 合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6

時となり、提供時間数は9時間となることから、従業者の員数にかかわらず9時間の勤務延時間数分の配置が必要

なお、指定地域密着型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定地域密着型通所介護事業所を利用しない日でも、利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、

1. サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間
2. 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間
3. 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会福祉資源の発

掘・活用のための時間

など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものであること。

はい・いいえ

法第78条の4第1項

条例第59条の3第1 項第1号

平18厚労省通知

□従業者に関する名簿

□従業者勤務表

□従業者履歴書

□出勤簿

2

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

(1) 生活相談員

社会福祉法第19条にいう社会福祉主事の資格を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に準ずる者となっているか。

※社会福祉主事：年齢20歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、下記のいずれかに該当するもの。

1. 学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
2. 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者。
3. 社会福祉士、精神保健福祉士

「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務したことがあるなど入所者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助を行う能力を有すると認められる者をいう。

はい・いいえ

条例第59条の3第1 項第1号

平18厚労省通知

□資格証

(2) 看護師

又 は 准看護師

指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。

○指定地域密着型通所介護の単位：同時に一体的に提供される指定地域密着型通所介護をいう。

○看護職員 ：看護師又は准看護師

○専ら提供に当たる ：サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。

看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて、指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図っているか。

病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

密接かつ適切な連携：指定地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。

はい・いいえ

はい・いいえ

法第78条の4第1項

条例第59条の3第1 項第2号

条例第59条の3第2 項、第3項

平18厚労省通知

□従業員に関する名簿

□職員勤務表

□職員履歴書

□通所介護記録

□出勤簿

□利用者数がわかる書類

□業務委託契約書

□覚書 など

(3) 介護職員

指定地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じ て、専ら当該地域密着型指定通所介護の提供に当たる介護職員

が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数となっているか。

○提供時間数：当該単位における平均提供時間数(利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数)

○利用者の数：単位ごとの指定地域密着型通所介護についての利用者の数。実人数。

○利用定員：単位ごとの指定地域密着型通所介護についての利用定員。あらかじめ定めた利用者の数の上限。

利用者：指定地域密着型通所介護事業者が、第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合にあっては、指定地域密着型通所介護又は当該第一号通所事業の利用者

【指定介護予防地域密着型通所介護がなおその効力を有するものとされている場合の取扱い】

○利用者：指定地域密着型通所介護事業者が、指定介護予防地域密着型通所介護事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合にあって は、指定地域密着型通所介護又は当該指定介護予防地域密着型通所介護の利用者

はい・いいえ

法第78条の4第1項

条例第59条の3第1 項第3号

条例第59条の3第2 項～第5項

平18厚労省通知

□従業者に関する名簿

□従業者勤務表

□従業者履歴書

□出勤簿

□利用者数がわかる書類

3

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

(3) 介護職員

指定地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じ て、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる介護職員

が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数となっているか。

(単位ごとに確保すべき介護職員の勤務延時間数)

○利用者が15人までの場合＝平均提供時間数

○利用者が16人以上の場合

＝((利用者数-15)÷5＋1)×平均提供時間数

はい・いいえ

(4) 機能訓練指導員

1以上になっているか。

なお、機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。

この｢訓練を行う能力を有する者｣とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔遈整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及び きゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を郤置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者とす る。

(ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。)

はい・いいえ

法第78条の4第1項

条例第59条の3第1 項第4号

条例第59条の3第6 項

平18厚労省通知

□従業者に関する名簿

□従業者勤務表

□従業者履歴書

□通所介護記録

□出勤簿

□資格証(写)

(5) その他

生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。

○常勤：当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(延32時間を下回る場合は延32時間を基本とする)に達していること。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

はい・いいえ

法第78条の4第1項

条例第59条の3第7 項

平18厚労省通知

□従業者に関する名簿

2 利用定員が10 人以下である場合の従業者の員数

上記(第2の1)の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上確保されるために必要と認められる数としているか。

この場合における生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1 人以上は、常勤となっているか。

(算定式)

提供時間帯の勤務時間数の合計 ≧ 1 提供時間数

はい・いいえ

はい・いいえ

法第78条の4第1項

条例第59条の3第2 項

平18厚労省通知

条例第59条の3第3 項

□利用者に関する名簿

□利用者数がわかる書類

□従業者勤務表

□出勤簿

4

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

3 管理者

指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。

(ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事

し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事することができる。)

管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合 や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。

(ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)

はい・いいえ

法第78条の4第1項

条例第59条の4

平18厚労省通知

□従事者勤務表

□通所介護記録簿

□出勤簿

第3 設備に関する基準

食堂､機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。

はい・いいえ

法第78条の4第2項

条例第59条の5第1 項

平18厚労省通知

□平面図

□設備、備品台帳

□変更届

(1) 食堂及び機能訓練室

食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としているか。

(ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所で差し支えない。)

※ 食堂と機能訓練室の合計面積 ： (3㎡×利用定員)以上

はい・いいえ

条例第59条の5第2 項第1号

平18厚労省通知

□平面図

□運営規程

(2) 相談室

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。

はい・いいえ

条例第59条の5第2 項第2号

平18厚労省通知

□平面図

(3) 設備の専用

上記(1)、(2)に揚げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものとなっているか。

(ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。)

はい・いいえ

条例第59条の5第3 項

条例第59条の5第3 項

平18厚労省通知

5

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

(4) 設備の共用

（指定地域密着型通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合）

 指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等と、指定地域

はい・いいえ

密着型通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーシ ョン等を行うためのスペースについて共用する場合にあって は、以下の条件に適合しているか。

 イ 当該部屋等において、指定地域密着型通所介護事業所の機

能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。

 ロ 指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等として使用

される区分が、指定地域密着型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うため

のスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。

(5) 消火設備

その他の非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備等を確実に設置しているか。

はい・いいえ

条例第59条の5第1 項

平18厚労省通知

(6)設備を利用した宿泊サービスの提供

利用者に対するサービス提供に支障がない場合で、指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービス(宿泊サービス)を提供する場合、サービス提供開始前に町長に届け出ているか。

はい・いいえ

条例第59条の5第4 項

平18厚労省通知

□宿泊サービスの実施に関する届出書(写)

第4 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

(1) 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域密着型通所介護の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。

はい・いいえ

法第78条の4第2項準用（条例第9 条）

準用（平18厚労省通知）

□運営規程

□説明文書

□利用申込書

□同意に関する記録

(2) 重要事項を記した文書に誤りなどはないか。重要事項：

1. 運営規程の概要
2. 従業者の勤務体制
3. 事故発生時の対応
4. 苦情処理の体制
5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、 実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結

果の開示状況など

はい・いいえ

平11老企25第3の一の3(1)

準用（平18厚労省通知）

2 提供拒否の禁止

正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒んではいないか。

特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。

(正当な理由とは)

1. 当該事業所の現員では対応しきれない。
2. 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。
3. 適切なサービスを提供することが困難である。

はい・いいえ

準用(条例第10条)

準用（平18厚労省通知）

□利用申込受付簿

□要介護度の分布がわかる資料

6

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

3 サービス提供困難時の対応

当該指定地域密着型通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。

はい・いいえ

準用(条例第11条)

準用（平18厚労省通知）

□サービス提供依頼書

4 受給資格等の確認

(1) 指定地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。

はい・いいえ

準用(条例第12条)

準用（平18厚労省通知）

□ｻｰﾋﾞｽ提供票

□利用者に関する記録

(2) 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を提供するように努めているか。

はい・いいえ

法第78条の3第2項

準用(条例第12条)

準用（平18厚労省通知）

5 要介護認定の申請に係る援助

1. 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し､申請が行われていない場合 は､当該利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。

※ 必要な援助とは

* 1. 要介護認定を受けていないことを確認した場合に は、既に申請が行われているかどうかを確認する。
	2. 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。

はい・いいえ

準用(条例第13条第1項)

準用（平18厚労省通知）

□利用者に関する記録

(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定居宅介護支援(これに相当するサービスを含む｡)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。

はい・いいえ

準用(条例第13条第2項)

準用（平18厚労省通知）

6 心身の状況等の把握

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況､その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。

はい・いいえ

条例第61条の6

□利用者に関する記録

□ｻｰﾋﾞｽ担当者会議の要点

7 居宅介護支援事業者等との連携

(1) 指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。

はい・いいえ

準用(条例第15条第1項)

準用（平18厚労省通知）

□情報提供に関する記録

7

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

7 居宅介護支援事業者等との連携

(2) 指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。

はい・いいえ

準用(条例第15条第2項)

準用（平18厚労省通知）

8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(第65条の4各号)のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。

はい・いいえ

準用(条例第16条)

準用（平18厚労省通知）

□利用者の届出書

□居宅ｻｰﾋﾞｽ計画書(1)(2)

9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定地域密着型通所介護の提供を行っているか。

はい・いいえ

準用(条例第17条)

準用（平18厚労省通知）

□居宅ｻｰﾋﾞｽ計画書(1)(2)

□週間ｻｰﾋﾞｽ計画表

□地域密着型通所介護計画書

□ｻｰﾋﾞｽ提供票

□利用者に関する記録

10 居宅サービス計画等の変更の援助

利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。

利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡、追加するサービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅 サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。

はい・いいえ

はい・いいえ

準用(条例第18条)

準用（平18厚労省通知）

□ｻｰﾋﾞｽ計画表

□ｻｰﾋﾞｽ提供票

(変更有無の確認)

□業務ﾏﾆｭｱﾙ

11 サービスの提供の記録

(1) 指定地域密着型通所介護を提供した際には、当該指定地域密着型通所介護の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について法(法第42条の2第6項)の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。

はい・いいえ

準用(条例第20条)

準用（平18厚労省通知）

□ｻｰﾋﾞｽ提供票、別表

□居宅ｻｰﾋﾞｽ計画書

□業務日誌

□運行、送迎に関する記録

(2) 指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに､利用者からの申出があった場合には､文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。

はい・いいえ

8

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

12 利用料等の受領

(1) 法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる額を控除して得た額の支払を受けているか。

※ 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担

はい・いいえ

条例第59条の7第1 項

平18厚労省通知

□ｻｰﾋﾞｽ提供票、別表

□領収証控

□運営規程(利用料その他の費用の確認)

(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。

｛法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した場合｝

・10割相当額の支払いを受けているか。

はい・いいえ

はい・いいえ

条例第59条の7第2 項

平18厚労省通知

□ｻｰﾋﾞｽ提供票、別表

□領収証控

□運営規程(利用料その他の費用の確認)

(3) 指定地域密着型通所介護事業者は､上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることのできる次の費用の額以外の額の支払を受けていないか。

1. 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外

の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

1. 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の遥定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型サービス費用基準額を超える費用
2. 食事の提供に要する費用

3の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針

(平成17年厚労省告示第419号)の定めるところによる。

1. おむつ代
2. 1～4に掲げるもののほか、地域密着型通所介護

の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが遚当と認められる費用

なお、5の費用の具体的な範囲については、別に通知された｢通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて｣による。

(5その他の日常生活費)

* + 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用
	+ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用

はい・いいえ

条例第59条の7第3 項

平18厚労省通知

□ｻｰﾋﾞｽ提供票、別表

□車両運行日誌

□運営規程(実施地域の確認)

□重要事項説明書

(4) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては､あらかじめ､利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。

はい・いいえ

条例第59条の7第5 項

□説明文書

□利用申込書

□同意に関する記録

(5) 指定地域密着型通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、厚生労働省令(施行規則第65条、第65条の5)で定めるところにより、領収証を交付しているか。

はい・いいえ

準用(法第41条第8 項)

準用(法第42条の2 第9項)

□領収証控

9

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

12 利用料等の受領

(6) 領収証に、指定地域密着型通所介護について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型通所介護に要した費用の額とする｡)、食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。

・領収証には費用区分を明確にしているか。

1. 基準により算定した費用の額又は現に要した費用
2. 食事の提供に要した費用
3. その他の費用(個別の費用ごとの区分)

はい・いいえ

施行規則第65条 施行規則第65条の5

13 保険給付の請求のための証明書の交付

法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。

はい・いいえ

準用(条例第22条) 準用(平18厚労省通知)

□ｻｰﾋﾞｽ提供証明書

(控)

(介護給付費明細書代用可)

14 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。

はい・いいえ

条例第59条の8

平18厚労省通知

□地域密着型通所介護計画書

(2) 自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。

はい・いいえ

□地域密着型通所介護計画書

□評価を実施した記録

15 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針

1 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行っているか。

はい・いいえ

条例第59条の9

平18厚労省通知

□地域密着型通所介護計画書

□使用しているﾊﾟﾝ

ﾌﾚｯﾄ等

□研修参加状況等がわかる書類

□研修受講終了証明書

□利用者に関する記録

□相談・助言を記録した書類等

2 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。

はい・いいえ

3 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。

はい・いいえ

4 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。

はい・いいえ

5 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。

はい・いいえ

6 指定地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。

はい・いいえ

10

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

15 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針

7 認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。

はい・いいえ

16 地域密着型通所介護計画の作成

(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しているか。

計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者(当該事業所に介護支援専門員がいる場合はその者が望ましい)がとりまとめを行っているか。

計画は、サービス提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成しているか。

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

条例第59条の10

平18厚労省通知

□地域密着型通所介護計画書

□計画作成の打ち合せに関する記録

□居宅ｻｰﾋﾞｽ計画書

□利用者に関する記録

(2) 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。

地域密着型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更している か。

はい・いいえ

はい・いいえ

条例第59条の10第

2項

平18厚労省通知平11老企25第3の六の3(3)の3

(3) 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し､利用者の同意を得ているか｡

また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。

はい・いいえ

はい・いいえ

条例第59条の10第

3項

平18厚労省通知

(4) 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しているか。

また、交付した地域密着型通所介護計画は、5年間保存しているか。

はい・いいえ

はい・いいえ

条例第59条の10第

4項

平18厚労省通知

(5) 従業者は、それぞれの利用者について､地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。

はい・いいえ

条例第59条の10第

5項

平18厚労省通知

(6) 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例第15条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定地域密着型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から、地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。

はい・いいえ

準用(平18厚労省通知)

□地域密着型通所介護計画の提供記録

11

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

17 利用者に係る不正利得等に関する保険者市町村への通知

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は､遅滞なく、意見を付してその旨を保険者市町村に通知しているか。

1. 正当な理由なく指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
2. 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

はい・いいえ

準用(条例第28条) 準用(平18厚労省通知)

□市町村に送付した通知に係る記録

18 緊急時等の対応

従業者は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。

緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法は運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づかれているか。

はい・いいえ

はい・いいえ

準用(条例第53条) 準用(平18厚労省通知)

□運営規程

□連絡体制に関する書類

19 管理者の業務

1. 管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。
2. 管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。

はい・いいえ

はい・いいえ

条例第59条の11

平18厚労省通知

□組織規程等

□業務日誌等

20 運営規程

指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定め、これを従業者及び利用者に周知しているか。

1. 事業の目的及び運営の方針
2. 従業者の職種、員数及び職務の内容
3. 営業日及び営業時間
4. 指定地域密着型通所介護の利用定員
5. 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
6. 通常の事業の実施地域
7. サービス利用に当たっての留意事項
8. 緊急時等における対応方法
9. 非常災害対策
10. その他運営に関する重要事項

・1～10の内容は適正に定められているか。

はい・いいえ

はい・いいえ

条例第59条の12

平18厚労省通知

□運営規程

21 勤務体制の確保等

(1) 利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。

はい・いいえ

条例第59条の13

平18厚労省通知

□就業規則

□運営規程

□雇用契約書

□勤務表

□勤務時間が確認できる書類

(2) 指定地域密着型通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し､地域密着型通所介護従業者の日々の勤務時 間､常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。

はい・いいえ

12

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

21 勤務体制の確保等

(3) 指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従事者によって指定地域密着型通所介護を提供しているか。

(ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については､この限りではない(調理､洗濯 等))。

業務委託を行っている場合は、その内容は遚切か。(調理、洗濯、清掃、その他)

はい・いいえ

はい・いいえ

□業務委託契約書

(4) 地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。

はい・いいえ

□研修受講修了証明書

□研修計画

□出張命令

□研修会資料

22 定員の遢守

利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行っていないか。

(ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。)

はい・いいえ

条例第59条の14

□利用者名簿

□運営規程

23 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。

なお、｢非常災害に関する具体的計画｣とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む｡)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定地域密着型通所介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定地域密着型通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

はい・いいえ

条例第59条の15

平18厚労省通知

□消防計画

(消防計画に準ずる計画)

□訓練記録

24 衛生管理等

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、又は衛生上必要な措置を講じているか。

はい・いいえ

条例第59条の16 平18厚労省通知

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成

25年3月）」

□受水槽の清掃記録

□衛生ﾏﾆｭｱﾙ等

□食中毒防止等の研修記録簿

□保健所の指導等に関する記録

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。

また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。

はい・いいえ

（3）特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、国の通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じていますか。

はい・いいえ

（4） 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。

はい・いいえ

13

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

25 掲 示

指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。

掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態に相違していないか。

はい・いいえ

はい・いいえ

準用(条例第34条)

□掲示物

26 秘密保持等

(1) 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。

はい・いいえ

準用(条例第35条)

準用(平18厚労省通知）

□就業時の取り決め等の記録

□利用者の同意書

□実際に使用された文書等(会議資料等)

(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置(就業規則に盛り込む・従業者との雇用契約時に取り決め違約金について定めを置くなど）を講じているか。

はい・いいえ

(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。

利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配付される範囲等) がなされているか。

同意内容以外の事項まで情報提供していないか。

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

27 広 告

指定地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。

はい・いいえ

準用(条例第36条)

□ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等

□ﾎﾟｽﾀｰ等

□広告

□ＨＰ

28 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。

はい・いいえ

準用(条例第37条)

準用(平18厚労省通知)

29 苦情処理

(1) 提供した指定地域密着型通所介護の利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ遚切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるとともに、その内容を利用者又はその家族に対して周知しているか。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示しているか。

はい・いいえ

準用(条例第38条第1項～第2項)

準用(平18厚労省通知)

□運営規程

□掲示物

□苦情に関する記録

□指導等に関する記録

14

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

29 苦情処理

(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。

はい・いいえ

(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っているか。

はい・いいえ

(4) 提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。

また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合において は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めているか。

はい・いいえ

準用(条例第38条第3項～第6項)

準用(平18厚労省通知)

□運営規程

□掲示物

□苦情に関する記録

□指導等に関する記録

(5) 市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善内容を市町村に報告しているか。

はい・いいえ

(6) 提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に

従って必要な改善を行っているか。

はい・いいえ

(7)指定地域密着型介護事業者は、 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。

はい・いいえ

30 地域との連携

(1)指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、「運営推進会議」という)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。

なお、指定地域密着型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、１つの運営

推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えな い。

また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合におい ては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。

ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。

ル 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただ

はい・いいえ

条例第59条の17

平18厚労省通知

□運営推進会議議事録

15

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

30 地域との連携

(2)前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。

また、その記録を5年間保存しているか。

はい・いいえ

(3)指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。

はい・いいえ

(4)事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。

はい・いいえ

(5)事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。

はい・いいえ

31 事故発生時の対応

(1) 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、保険者市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。

はい・いいえ

条例第59条の18

平18厚労省通知

□事故対応ﾏﾆｭｱﾙ

□事故記録

(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。

はい・いいえ

(3) 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。

はい・いいえ

(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。

はい・いいえ

(5)夜間及び深夜において、指定地域密着型通所介護以外のサービス(宿泊サービス)の提供により、事故が発生した場合は、上記(1)から(4)と同様の対応を行っているか。

はい・いいえ

32 会計の区分

(1) 指定地域密着型通所介護事業者は指定地域密着型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。

はい・いいえ

準用(条例第41条)

準用(平18厚労省通知)

□会計関係書類

(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険・高齢者保険福祉事業にかかる社会福祉法人会計基準の取扱いについて」｢介護保険の給付対象事業における会計の区分について｣「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」を参考として適切に行われているか。

はい・いいえ

16

点検項目

自主点検のポイント

根拠法令等

点検書類等

33 記録の整備

(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。

はい・いいえ

条例第59条の19

□従業者に関する名簿

□設備・備品台帳

□会計関係書類

□各種保存書類

□通所介護計画書

□ｻｰﾋﾞｽ提供証明書

□市町村への通知に係る記録

□苦情に関する記録

□事故記録

(2) 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。

1. 地域密着型通所介護計画
2. 条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
3. 条例第28条に規定する保険者市町村への通知に係る記録
4. 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
5. 条例第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
6. 条例第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

はい・いいえ

（3）地域密着型サービス費の請求及び受領にかかる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。

はい・いいえ

第5 変更の届出等

1 変更の届出等

指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、

10日以内に、その旨を町に届け出ていますか。

○変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

— 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)

四 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請書にかかる事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。 )の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

はい・いいえ

法第78条の5第1項

法第78条の5第2項

施行規則第131条の13第1項第3号

1 変更の届出等

五 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴六 運営規程

七 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護居宅介護サービス費の請求に関する事項

八 役員の氏名、生年月日及び住所

※ 当該指定地域密着型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を町に届け出ること。